

エコアクション21 環境経営レポート

対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日



令和6年6月1日 発行

有限会社 タイヨウ

〒438-0001 静岡県磐田市藤上原 641-1
TEL : 0538-38-2715 FAX : 0538-38-3991

目 次

■当社の概要	P2
■推進組織・役割分担	P2
■環境経営方針	P4
■環境経営目標	P5
■令和 5 年度の環境経営計画の内容	P6
■令和 5 年度環境経営目標の達成状況(実績)	P7
■令和 5 年度の環境経営計画の評価と 次年度(令和 6 年度)の環境経営計画の内容	P8
■環境関連法規への違反、訴訟等の有無	P9
■代表者による環境マネジメントシステム見直し記録	P10

■当社の概要

(1) 事業者名及び代表者名

有限会社 タイヨウ 代表取締役 高橋 武浩

(2) 所在地

静岡県磐田市藤上原 641-1

(3) 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者 高橋 怜央
連絡先 T E L 0538-38-2715 F A X 0538-38-3991

(4) 事業の内容

ポリ容器、トレー、パレット、パレテーナ等の洗浄……………70%
油タンク、屋外タンク、地下タンクの洗浄清掃……………30%

(5) 許可内容

産業廃棄物収集運搬 静岡県第 02202066466 号
許可年月日 令和元年 12 月 17 日
許可有効期限年月日 令和 6 年 12 月 16 日
産業廃棄物の種類 廃油、汚泥、木くず、ガレキ類等 6 品目
※自社運搬のみ

(6) 事業の規模

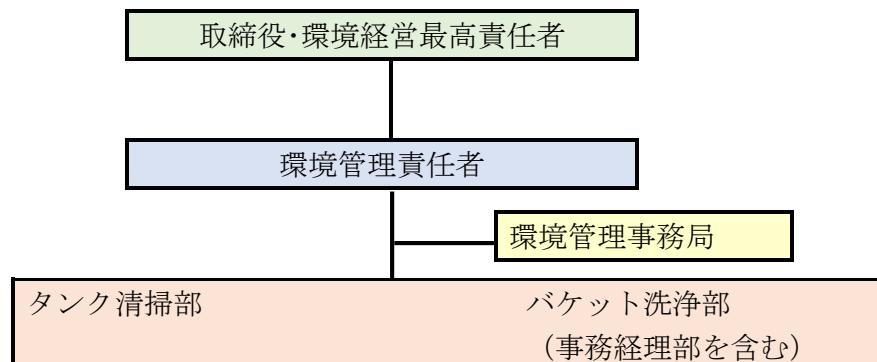
従業員数 10 人
工場延べ床面積 395 平方メートル

(7) 対象範囲

全組織・全活動

■推進組織・役割分担

(1) 推進組織



(2) 役割分担

A. 取締役

当社の環境経営最高責任者として、次の役割を負う。

- ① 環境経営システム管理責任者をはじめ、必要な責任者を任命する。当該責任者には、現在の責務に関わりなく、責任と権限を明示する。
- ② 経営システムの構築・運用・維持に必要な経営諸資源（人材・資金・機器設備・技術技能を含む）を準備する。
- ③ 環境経営に関する基本理念・基本方針を制定し、基本的な環境目標を設定する。
- ④ 環境経営システムの構築・運用に関する情報を収集し、方針・目標をはじめ、システム全体の見直しを行い、必要あれば改定を指示する。

B. 環境管理責任者

環境経営システム管理責任者として、次の役割を負う。

- ① 環境経営に関する経営諸資源の合理的・効果的な運用を図り、目的を達成するために、環境経営に関する活動を運営する。
- ② 環境経営システムの構築と運用を円滑に行い、最高責任者による見直しのための情報として、その構築・運用に関する情報を最高責任者に提供する。

C. 環境管理事務局

- ①環境負荷データ等の集計
- ②環境目標・環境活動計画の進行管理
- ③「環境負荷」及び「環境への取組」の自己チェックの実施
- ④環境管理責任者へ取組状況の報告
- ⑤法規制の遵守状況チェック
- ⑥文書・記録の管理

D. 各部署の長

自己の管理範囲内において、全員参画による環境経営システムの運用および管理に責務を負い、部署内の必要な人材育成、パフォーマンスの向上を図る。

■環境経営方針

有限会社 タイヨウ 環境経営方針

基本理念

有限会社タイヨウは、企業活動の全域において、環境問題への積極的な取組みを通じ、企業市民として社会的責任を果たしてまいります。

行動指針

当社は、すべての事業活動が環境に何らかの影響を与えていていることを認識した上で、以下の環境保全活動を推進します。

1. 事業活動の全領域で、安全を図り、省エネルギー・省資源・リサイクルなどに配慮した活動・サービスを提供します。
2. 環境汚染を未然に防止すると共に、環境経営システムと環境保全実績が継続的に改善できるように推進します。
3. 環境関連法令を遵守します。
4. 環境経営を継続的に改善します。
5. 次の事項を重点的なテーマとして、環境経営目標を設定し、必要あれば目標を見直すなどの効果的な取組みを行います。
 - (1) 「環境への負荷チェック」の結果、著しい項目に対する改善目標管理。特にCO₂排出抑制、廃棄物排出抑制、総排水量抑制については、改善目標を設けて目標管理を行います。
 - (2) パケット洗浄作業において、洗剤使用量(化学物質使用量)の削減を図ります。
 - (3) グリーン購入の推進を図ります。
 - (4) タンク清掃・オイル交換作業現場において、作業効率の向上を図ります。
6. 環境保全関連の行政機関・団体などの環境保全施策に協力し、社会貢献活動を推進します。
7. 環境教育・訓練、社内広報活動の実施により、全ての構成員に環境経営方針を周知徹底すると共に、環境保全に関する意識を高め、社内における環境保全状況の知識・認識の向上を図ります。
8. この環境経営方針は、社外の人にも公開します。

平成22年4月1日 制定

平成31年4月1日 改訂

有限会社 タイヨウ

代表取締役 高橋 武浩

■環境経営目標

なお、当社の中長期の環境経営目標は以下の通りである。

	No.	テーマ	中長期目標
原則とする目標	1	二酸化炭素排出量削減	業務全体における「電力・燃料使用量」を、令和3年度の使用実績を基準として、令和6年度までの3年間で3%削減する。
	2	廃棄物排出量削減	業務全体における「産業廃棄物」のリサイクル活動を活性化させることにより、令和3年度の排出実績を基準として、令和6年度までの3年間で3%削減する。
	3	総排水量削減	業務全体における「上水道使用量」を、令和3年度の使用実績を基準として、令和6年度までの3年間で3%削減する。
経営上の目標	4	洗剤の使用量削減(化学物質使用量抑制)	バケット洗浄作業における洗剤使用量(化学物質使用量)を、令和3年度の使用実績を基準として、令和6年度までの3年間で3%削減する。
	5	グリーン購入比率の推進	グリーン購入の推進は、改善が定着してきたため、環境経営目標は作成せず、実績を把握しつつ、取組を推進する。
	6	現場における作業効率の向上	オイルタンク清掃現場における作業効率について、予定期間内で完了する比率100%を維持する。

令和5年度は、以下の目標を掲げて環境活動に取り組んだ。

	No.	テーマ	単年度目標 (R5/4月～R6/3月)
原則とする目標	1	二酸化炭素排出量削減	令和5年度は、令和3年度比2%削減する。
	2	廃棄物排出量削減	令和5年度は、令和3年度比2%削減する。
	3	総排水量削減	令和5年度は、令和3年度比2%削減する。
経営上の目標	4	洗剤の使用量削減(化学物質使用量抑制)	令和5年度は、令和3年度比2%削減する。
	5	現場における作業効率の向上	令和5年度は、100%を維持させる。

*電力の二酸化炭素排出係数は、令和3年度実績 R.5.1.24 環境省・経済産業省公表
の中部電力ミライズ㈱の調整後排出係数 0.388 を使ってています。

■令和5年度の環境経営計画の内容

当社では、令和5年度の環境経営目標を達成するために以下の通り具体的な項目を推進した。

推進項目	責任者	推進内容	実施時期	備考
1 電力使用量の削減	高橋	<p>【工場内製造現場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用していない機器の電源オフ ・昼休み、休憩時間、退社時の作業場内消灯 ・作業場内の不使用場所の消灯、不要箇所の減灯 <p>【全部署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間未使用のパソコン・コピー機等の電源オフ ・退社時のパソコン・コピー機等の電源オフ確認 ・節電モードの利用 ・トイレ不使用時、通路照明不要時の消灯 ・クールビズ、ウォームビズの推進 ・その他、不使用場所の消灯、不要箇所の減灯 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な冷暖房温度(室内温度)の見直し 	常時 常時 常時 常時 常時 常時 常時 常時 常時 常時 常時	「電力使用量削減パトロール」チェックリストにて対応。 結果は「良好」。
2 廃棄物排出量の削減とリサイクル化	高橋	<ul style="list-style-type: none"> ・定められた方法に従って分別 ・種類毎の廃棄物置場に収集、分別 ・コピーの裏紙利用、両面コピー、2 in 1 の利用 ・混合物の分別によるリサイクル化向上 	常時 常時 常時 常時	「廃棄物分別パトロール」チェックリストにて対応。
3 上水道使用量の削減	高橋	<p>【全部署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お茶だし等の上水道使用時の節水 ・トイレ使用の手洗い等の節水 ・上水道使用後の閉栓の確認 ・あらゆる場所の節水徹底 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏水の防止 ・バルブの調整 ・洗浄工程の適正管理 ・水温、希釈割合の適正管理 	常時 常時 常時 常時 常時 常時 常時	上水道の出したままの作業をしないよう、全従業員に徹底。
4 洗剤の使用量削減	高橋	<ul style="list-style-type: none"> ・洗浄時の洗剤投入量が最小となる温度 45 度の管理 ・洗浄時の洗剤投入量が最小となる希釈割合の管理 ・従業員教育の徹底 	常時 常時 常時	作業中の温度管理を実施。結果は「良好」。
5 グリーン購入の推進	高橋	<ul style="list-style-type: none"> ・「グリーン購入リスト」の作成 ・環境への負荷が少ないものを進んで購入 ・導入コスト削減に向けて業者と交渉 ・情報収集を継続的に行う 	常時 常時 常時 常時	作成済。 7 品增加。 リサイクル業者と交渉。 継続的に実施中
6 現場作業効率向上	高橋	<ul style="list-style-type: none"> ・現場作業員の教育を徹底する ・事前の打合せを計画的に実施する 	常時 常時	作業前の打合せを実施。結果「良好」。

■令和5年度環境経営目標の達成状況（実績）

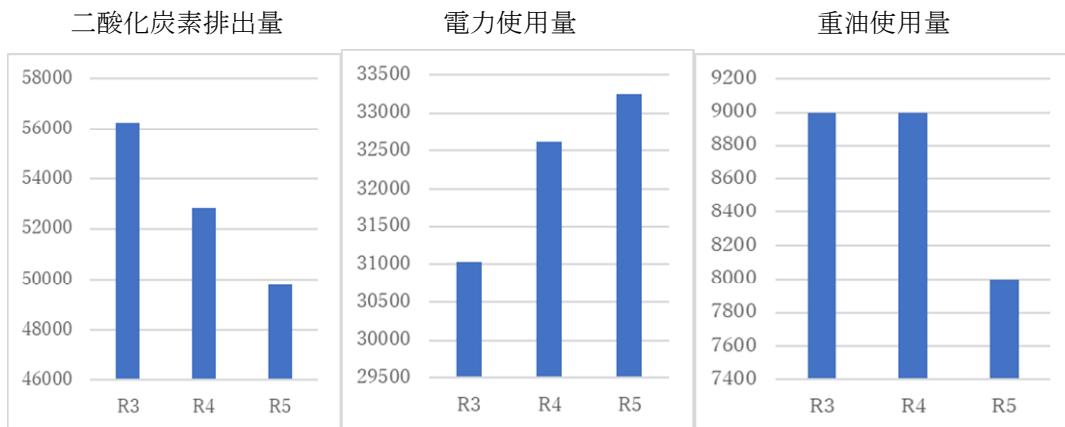
令和5年度環境経営目標の達成状況は、以下の通りである。

過去3年間の比較		R3年度 実績 (基準値)	削減率 (%)	R5年度 目標	R5年度 実績	達成率 (%)	達成 状況
二酸化炭素排出量	Kg-CO ₂ /年	56,250	-2.0	55,125	49,791	-9.7%	○
主な内訳	購入電力	KW/h	31,031	-2.0	30,410	33,248	9.3%
	灯油	L	0	-2.0	0	0	○
	重油	L	9,000	-2.0	8,820	8,000	-9.3%
	ガソリン	L	932	-2.0	913.4	1,151.4	26.1%
	軽油	L	5,488	-2.0	5,378.2	4,673.8	-13.1%
廃棄物排出量	t/年	20.9	-2.0	20.5	4.745	-76.9%	○
上水道使用量	m ³ /年	1,593	-2.0	1,561.1	1,120	-28.3%	○
洗剤使用量	kg	400	-2.0	392	400	2.0%	×
グリーン購入		推進した		推進する	推進した		○
現場作業効率向上	%	100		100	100		○

※1. 電力の二酸化炭素排出係数は、令和3年度実績 R.5.1.24 環境省・経済産業省公表の中部電力ミライズ株の調整後排出係数0.388を使っています。

※2. 達成率=[R5年度実績-R5年度目標値]/R5年度目標値]×100

※3. 達成状況は、○印：達成、△印：ほぼ達成、×：未達成とした。



【二酸化炭素排出量】

売上は増えたが、工場設備の稼働時間、車両の稼働時間等の減少が数字にそのまま反映された。

【電力使用量】

売り上げ増による増加

【重油使用量】

工場内、工場設備等の省エネ化による効果

【軽油使用量】

エコドライブの徹底による効果

【廃棄物排出量】

分別の徹底による効果

【洗剤使用量】

売り上げ増による増加

■令和5年度の環境経営計画の評価と次年度(令和6年度)の環境経営計画の内容

当社は、次の通りに令和5年度の環境経営計画を評価し、その結果を踏まえて次年度(令和6年度)の環境経営計画を以下の通りに実施する。

	推進項目	責任者	推進内容	評価	次年度(令和5年度)の取組
1	電力使用量の削減	高橋	<p>【工場内製造現場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用していない機器の電源オフ ・昼休み、休憩時間、退社時の作業場内消灯 ・作業場内の不使用場所の消灯、不要箇所の減灯 <p>【全部署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間未使用のパソコン・コピー機等の電源オフ ・退社時のパソコン・コピー機等の電源オフ確認 ・節電モードの利用 ・トイレ不使用時、通路照明不要時の消灯 ・会議室、応接室等の不使用時の消灯 ・その他、不使用場所の消灯、不要箇所の減灯 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な冷暖房温度(室内温度)の見直し 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	繙続実施 繙続実施 繙続実施 繙続実施 繙続実施 繙続実施 繫続実施 繫続実施 繫続実施 繫続実施 繫續実施 繫續実施
2	廃棄物排出量の削減とリサイクル化	高橋	<ul style="list-style-type: none"> ・定められた方法に従って分別 ・種類毎の廃棄物置場に収集、分別 ・各廃棄箱に表示 ・混合物の分別によるリサイクル化向上 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	繫続実施 繫続実施 繫続実施 繫續実施
3	上水道使用量の削減	高橋	<p>【全部署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お茶だし等の上水道使用時の節水 ・トイレ使用の手洗い等の節水 ・上水道使用後の閉栓の確認 ・あらゆる場所の節水徹底 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏水の防止 ・バルブの調整 ・洗浄工程の適正管理 ・水温、希釈割合の適正管理 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	繫續実施 繫續実施 繫續実施 繫續実施 繫續実施 繫續実施 繫續実施 繫續実施 繫續実施 繫續実施
4	洗剤の使用量削減	高橋	<ul style="list-style-type: none"> ・洗浄時の洗剤投入量が最小となる温度45度の管理 ・洗浄時の洗剤投入量が最小となる希釈割合の管理 ・従業員教育の徹底 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	繫續実施 繫續実施 繫續実施
5	グリーン購入の推進	高橋	<ul style="list-style-type: none"> ・「グリーン購入リスト」の作成 ・環境への負荷が少ないものを進んで購入 ・導入コスト削減に向けて業者と交渉 ・情報収集を継続的に行う 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	繫續実施 繫續実施 繫續実施 繫續実施
6	現場作業効率向上	高橋	<ul style="list-style-type: none"> ・現場作業員の教育を徹底する ・事前の打合せを計画的に実施する 	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	繫續実施 繫續実施

*1. 評価判定:○(良くできた) △(まあまあできた) ×(できなかった) -(実施が見送られた)

■環境関連法規への違反、訴訟等の有無

当社に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。また、取組期間における環境関連法規の違反及び外部からの苦情等は、ありませんでした。また、過去3年間の訴訟等についてもありません。

確認日：令和6年4月1日 担当：高橋 恵央

No	名称	条文	要求事項	当社の現状	該当有無	遵守
1	大気汚染防止法	第6条	特定施設（ばい煙発生施設）の設置等の届出	小型ボイラー2台（伝熱面積各1.9m ² ・燃焼能力重油換算各19L/H) 事業場建屋	無	
		第13条	排出基準の遵守義務		無	
		第16条	ばい煙量等の測定		無	
		第18条の15	建物の解体、改造・修繕工事の際のアスベスト使用の確認		有	
2	水質汚濁防止法	第5条	水質汚濁防止法上の特定施設の設置等の届出	特定施設無し 油水分離槽あり 貯油施設6台 適切な容量の防油堤設置	無	
		第12条	排水基準の遵守義務		無	
		第14条	排水の測定義務		無	
		第14条の2	油を含む水が公共水域に排出又は地下浸透した時は応急措置を講じ、速やかに県知事に届出		有	今年度無
3	浄化槽法	第5条	設置または変更時の届出	7人槽	有	遵守
		第10条	浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃		有	遵守
		第11条	排水の水質に関する検査（指定検査機関）		有	遵守
4	廃棄物処理法	第12条第2項	生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物の保管	廃油：(株)ヨーシサービスへ 廃プラ：(有)大橋商事へ委託	有	遵守
		第12条第5項	産業廃棄物収集運搬及び処分許可業者への委託		有	遵守
		第12条第6項	事業者の産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守		有	遵守
		第12条の3第1項	事業者の産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合のマニフェストの交付		有	遵守
		第12条の3第2項	管理票交付者のマニフェストの保管（A, B1, D, E票、5年間）	マニフェスト年1回6月まで) 移動タンクローリー車2台、パキューム車1台	有	遵守
		第12条の3第7項	管理票交付者の産業廃棄物管理票交付状況等の報告		有	遵守
		第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業の許可		有	遵守
		第6条	土地所有者の所有地等の適正管理		有	遵守
5	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第8条	事業者の産業廃棄物管理責任者の設置	産業廃棄物の委託	有	遵守
		第10条	事業者の産業廃棄物の実地の確認等		有	遵守
		第11条	少量危険物、指定可燃物届出書（磐田市の許可証）		有	遵守
6	消防法	第17条の3	消防用設備等の点検及び報告（点検表）	A重油、灯油、小型ボイラー	有	遵守
		第16条	第1種特定製品等管理者の点検実地（簡易点検）		無	
7	フロン排出抑制法	第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	第1種特定製品無し	無	
		経産省・環境省告示第13号	第1種特定製品点検記録簿等の機器廃棄後3年間保存		無	
		第8条	使用済自動車の引取業者への引渡義務（廃棄時）		有	今年度無
8	自動車リサイクル法	第73条	リサイクル費用の支払い（再資源化預託金等預託義務）	所有自動車3台うち2台ディーゼル車、自動車のエアコン	有	遵守
		第5条	排出量の把握及び届出		無	
9	化学物質管理促進法（P R T R制度）	第6条	事業者及び消費者の責務（特定家庭用機器廃棄物の適切な引き渡し、料金の支払）	A重油（メチルナフタレン）従業員21人以下かつ年間使用量1トン以下	無	
		第7条	テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫		該当	今年度無

■代表者による環境マネジメントシステム見直し記録

見直し日：令和6年4月1日

見直し実施者：代表取締役 高橋 武浩

【インプット】

- (1) ヒアリングチェック・クロス監査の結果・法令順守
- (2) 苦情を含む利害関係者からの重要な情報
- (3) 組織の環境パフォーマンス
- (4) 環境経営目標の達成
- (5) 問題点の是正処置および予防処置の状況
- (6) 前回までの見直しの結果に対するフォローアップ
- (7) 環境関連法規等を含む周囲の状況の変化
- (8) 改善のための提案・その他

【見直しに必要なアウトプット情報】

- (1)～(8)に関して内容を検討した結果
- (1) 環境経営方針：現状通りとする。
- (2) 環境経営目標：見直ししない。
- (3) マニュアル等：見直ししない。

【トップマネジメントによる確認・指示】

環境経営目標の達成に向けて、全社員が一丸になって取組むよう指示をした。